

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値向上を実現し、株主、取引先及び従業員等に対する社会的責任を果たすためには、経営の健全性、効率性及び透明性の確保が不可欠であるとの認識に立ち、内部統制の整備・運用及びリスク管理の徹底によるコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

社外取締役を含めて構成された取締役会においては、経営及び事業運営に関する重要事項や法令で定められた事項に係る意思決定を行うとともに、各取締役及び執行役員が行う業務遂行を監督しております。執行役員制度に関しては、取締役に準ずる従業員の最高位として各領域に執行役員を置くことで、取締役会により決定された事項の円滑な遂行並びにその遂行過程における統制の実効性を担保しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則についてすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Sunrise Capital III, L.P.	4,240,160	17.36
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,516,400	10.30
Sunrise Capital III (JPY), L.P.	2,395,300	9.80
Sunrise Capital III (Non-US), L.P.	1,899,430	7.77
モルガン・スタンレー・MUFG証券株式会社	1,251,000	5.12
朝日 竜樹	1,213,500	4.97
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	853,269	3.49
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	703,031	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	575,600	2.36
株式会社SBI証券	460,600	1.89

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小中村 政宗		社外取締役の小中村政宗氏は、当社の主要株主であるSunrise Capital ,L.P.に対するサブアドバイザーを務めるサンライズキャピタル株式会社の従業員であります。	小中村政宗氏は、新規事業への豊富な投資経験及び出資先企業の経営改善に関する豊富な経験があり、幅広い見識を有していることから、当社の経営全般に関する監督及び助言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外取締役に選任いたしました。
武田 智行		該当事項はありません。	武田智行氏は、弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役に選任いたしました。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
奥田 高志		該当事項はありません。	奥田高志氏は、多くの事業会社における役員としての豊富な経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役に選任いたしました。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
崔 真淑		該当事項はありません。	崔真淑氏は、コーポレート・ガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的な見識を有しており、幅広い知見から当社経営に対し有用な助言・提案等を頂くことができると判断したため、社外取締役に選任いたしました。 また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

補足説明

当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役の報酬制度や個人別の報酬額などの妥当性等に係る審議を行う取締役会の諮問機関として、2023年4月1日付で、任意の報酬委員会を設置いたしました。当該委員会は、代表取締役社長、独立社外取締役2名並びに独立社外監査役1名の合計4名で構成されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門は定期的に意見交換等を行っており、監査計画及び監査結果等につき共有し、監査機能の有効性及び効率性を高めるため、相互に連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中 信一	他の会社の出身者													
山田 梨津子	公認会計士													
尾形 健太郎	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 信一		該当事項はありません。	田中信一氏は、多くの事業会社における豊富な経営管理の知識や経験を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため、社外監査役として選任いたしました。また、独立役員の屈性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
山田 梨津子		該当事項はありません。	山田梨津子氏は、公認会計士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため、社外監査役として選任いたしました。また、独立役員の属性に関して該当事項がなく、当社から独立した立場にあるため、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
尾形 健太郎		社外監査役の尾形健太郎氏は、当社の主要株主であるSunrise Capital, L.P.に対するサブアドバイザーを務めるサンライズキャピタル株式会社の従業員であります。	尾形健太郎氏は、コンサルティング業界での就労経験に加え、新規事業への豊富な投資経験と幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外監査役として選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないものとして、武田智行氏、奥田高志氏、崔真淑氏、田中信一氏、山田梨津子氏を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、業績及び企業価値向上並びに株主重視の経営意識を高めるため、取締役について当社業績に対応した業績連動型報酬、譲渡制限付株式報酬及びストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は開示しておりません。取締役及び監査役の報酬は、役員区分ごとの総額を有価証券報告書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2023年5月31日であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を300,000千円以内とするものです。取締役の報酬等の額については、上記株主総会で決議された総枠の中で、当社の経営状況、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、報酬委員会の審議及び答申を踏まえた上で、取締役会にて決定しております。

当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)の譲渡制限付株式の付与のための報酬に関する株主総会決議年月日は2024年5月31日です。決議の内容は、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入し、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けるものです。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額100,000千円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10万株以内としております。同株主総会最終時点の対象取締役の員数は3名です。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定しております。

また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会決議年月日は2023年5月31日であり、決議の内容は監査役年間報酬総額の上限を20,000千円以内とするものです。監査役の報酬等については上記株主総会で決議された総枠の中で監査役会にて協議の上、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理本部が実施しております。取締役会資料は、管理本部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役については、常勤監査役が直接情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役7名(うち、社外取締役4名)で構成され、議長は代表取締役社長 北村俊樹が務めております。業務執行の最高意思決定機関であり、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催して業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会に監査役3名(うち、社外監査役3名)が出席し、必要に応じて意見を述べております。

(b) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は監査役3名(うち、社外監査役3名)で構成され、議長は常勤監査役 田中信一が務めております。監査役会は、監査方針・計画の作成、監査の方法、監査業務の分担、監査費用の予算、及びその他監査役がその職務を遂行する上で必要と認められた事項について協議の上、決定しております。毎月1回の監査役会を開催するとともに、必要に応じて臨時的監査役会を開催しております。また、取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役の職務の執行状況を監視しております。

(c) 会計監査人

当社は、RSM清和監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。選任においては、当社の業務内容及び会計方針に精通していること等の要素を複合的に勘案し、適切な会計監査人を選任しております。

(d) コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。委員長は代表取締役社長 北村俊樹が務め、取締役・監査役及び管理本部経営管理部長が委員を務めております。原則として四半期に1回開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。また、社員等の懲戒処分を実施する際に設置する懲罰委員会の構成員をコンプライアンス・リスク管理委員会から任命し、適時適切な報告を受ける体制としており、懲戒処分を行うに際して不公正な取扱いをなさない仕組みを担保しております。

(e) 内部監査室

当社は、業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長1名を配置しております。内部監査室は、業務の有効性及び効率性を担保すること等を目的として、内部監査計画に基づいて内部監査を実施するとともに、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、監査に必要な情報の共有化を図ることにより、各監査の実効性の向上に努めております。

(f) 経営会議

当社は、経営に関する重要事項について審議するため、取締役社長、その他業務執行取締役及び常務以上の執行役員等で構成される経営会議を設置しております。経営会議は原則として月2回開催され、株主総会及び取締役会にて決定された一定の重要事項について審議しております。

(g) 責任限定契約

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第427条第1項及び当社定款27条第2項に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記の通り、会社の機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を行う役割としてコンプライアンス・リスク管理委員会、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査室を配置しており、これらの各組織が相互に連携することが業務執行の適正性確保に有効であると考え、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算であり、定時株主総会の開催は集中日と異なる日となっております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様のご便宜を図るため、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	以下当社ウェブサイトにおいて掲載しております。 https://www.rise-cg.co.jp/ir/

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにおいて、ディスクロージャーポリシーを掲載しております。 https://www.rise-cg.co.jp/ir/policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会は現時点においては開催しておりませんが、今後の開催について検討しており、主に代表者が説明を行う方針です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算ごとにアナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、主に代表者が説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	説明会の形式ではございませんが、四半期決算後に海外の機関投資家とIR面談を実施しており、主に代表者が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下当社ウェブサイトにおいて掲載しております。 https://www.rise-cg.co.jp/ir/ なお、決算説明会の動画や書き起こし、質疑応答要旨の掲載を行うことで、IR資料に記載していない情報についての公平性確保に努めております。	

IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にIR室を設置しております。
その他	国内及び海外の機関投資家とのIR面談を四半期決算ごとに40～50件程度実施しており、代表者及びCFOが積極的に対話を行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスを企業活動の大前提とし、役職員がとるべき行動指針として「コンプライアンス基本方針」を定めることで、各ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題として認識しております。 なお、サステナビリティに関する取り組み事例は当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.rise-cg.co.jp/firm/sustainability/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーに対して適時・適切な会社情報を提供し、当社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、及び適正な評価に資することを目的として適時開示規程を定めております。また、決算説明会の開催や当社ウェブサイトでの発信等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は2022年8月15日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制作り及び管理体制の一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。なお、2024年4月12日開催の取締役会にて、内部・外部通報窓口について一部改定いたしました。

- ・取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他監査役への報告に関する体制
- ・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である北村俊樹は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持ち主であることから、取締役会、幹部社員会議などにおいて、折に触れ、自ら注意を促しております。また公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報共有をしております。当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」を制定し、所管部署は経営管理部としており、経営管理部は取引先が反社会的勢力ではないことの確認を行う等反社会勢力排除のための体制を構築することとしております。具体的には、新規の取引先との取引開始前に部門担当者からの申請を必須とし、申請された取引先について外部機関の信用調査情報やインターネット記事検索等による情報収集を通して、反社会的勢力であるか否かのチェックを行っております。また、取引先との間で締結する契約書や取引約款では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおり、これらの体制の運用により、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

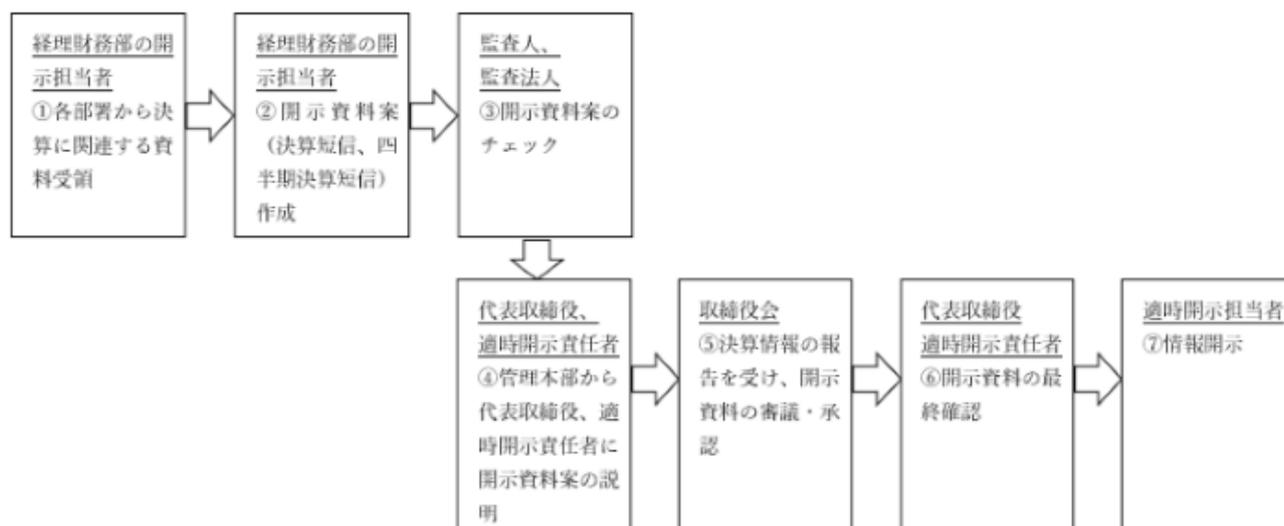
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

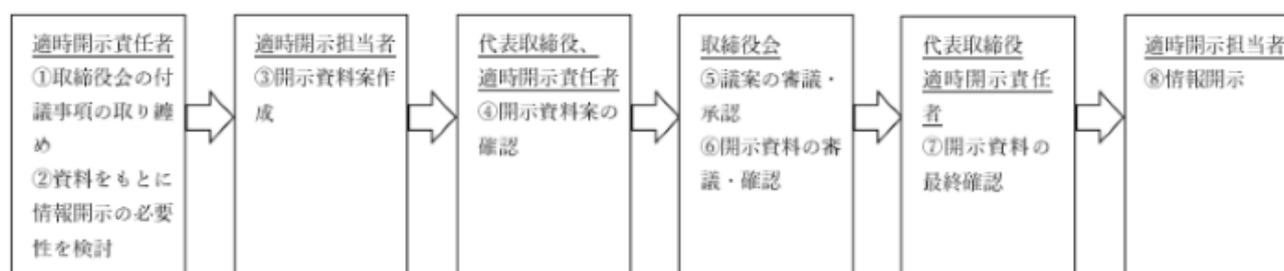
現時点において、買収防衛策の導入予定はありません。

【適時開示体制の概要（模式図）】

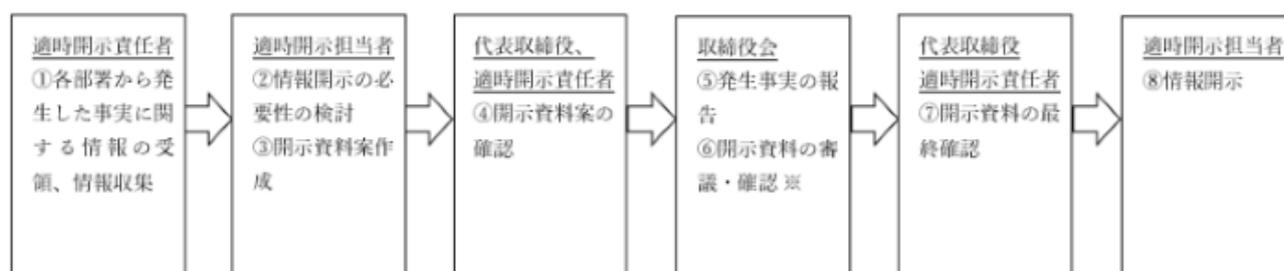
決算情報



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を回付